

「ローカル線（只見線、会津・野岩鉄道）で行く、南会津まるっと周遊事業企画プロポーザル」

質問への回答

令和5年4月28日
福島県南会津地方振興局

1 業務の内容について				
No.	項目	質問事項	内容	回答
1	周遊ツアーの企画・実施に関わること	他企業との合同での事業遂行について	事業の遂行に際し、協働する事業者を設けることは可能か。	可能です。 なお、共同企業体による申請の場合、提出書類等の取扱いは、以下のとおりとします。 ○ 実施要領「7 企画提案書等の提出」の「(3) 提出書類」について ・ ⑤及び⑦～⑨は、構成員すべてについて提出すること。 ・ ①～⑨の書類に加え、「共同企業構成員表（別紙1）」及び「共同企業体であることの証明書（別紙2またはこれに準じたもの）の写し」を提出すること。 ○ 業務実績について 業務実績について、出資比率20%以上の構成員の実績を記載すること。
2		発着地について	ツアーの開始及び終了場所の指定はあるか。	具体的な場所までは指定しませんが、首都圏居住者を対象とした周遊ツアーについては首都圏を発着場所とし、県内居住者を対象とした周遊ツアーについては県内を発着場所としてください。
3		鉄道路線の乗車について	宿泊を伴うツアーの催行時、1回のツアーで仕様書に記載されている3つの鉄道会社をすべて利用する行程を組まなければならないのか。	宿泊を伴う周遊ツアーについては、会津・野岩鉄道に係る特急リパティ等の活用も視野に入れ、3つの鉄道会社を利用することを必須としています。
4		体験活動について	体験活動の実施にあたり、制限規定等はあるか。 例：今回のメインターゲットが親子であるため、お酒を取り扱う体験活動の実施は不可能 など	親子での参加を想定しているため、社会通念上未成年の参加が相応しくない体験活動（お酒など）は制限させていただきます。
5		募集人員について	「全3回の行程で合計45人以上」なのか、「1回ごとに15名を越えなければならない」のか	「1回ごとに15名以上」を募集していただくようお願いいたします。
6		ツアー実施後の広報に関わること	発信メディアについて	広報活動に際し、発信メディア（Instagram、YouTube等）の指定等はあるか。また広報活動の実施期間などの定めはあるか。